

屋外広告物表示禁止物件（飯田市屋外広告物条例 第4条）

次に掲げる物件には、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋りょう
- (2) 街路樹、路傍樹並びに道路上のさく及び駒止
- (3) 銅像及び記念碑
- (4) 消火栓、防火水槽、警鐘台その他の消防の用に供する施設
- (5) 公衆電話ボックス
- (6) 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設
- (7) 電柱又は街路灯柱（次に掲げる広告物等以外の広告物等を設置し、又は設置する場合を除く。）
 - ① はり紙、はり札、広告旗、広告幕類及び立看板
 - ② 巻付広告にあっては、地表から1.2m以上3.2m以下の範囲以外に表示し、又は設置するもの
 - ③ 袖看板にあっては、次のいずれかに該当するもの
 - ・電柱又は街路灯柱1本について2個以上設置するもの
 - ・縦1.2m又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅0.6mを超えるもの
 - ・歩道（道路交通法第2条第1項第2号に規定する歩道）と車道（同法第2条第1項第3号に規定する車道）の区別のある道路にあっては、下端の高さ2.5m未満のもの又は車道に突き出るもの
 - ・歩道と車道の区別のない道路にあっては、下端の高さ4.7m未満のもの
- (8) 景観重要建造物、景観重要樹木、景観資産
- (9) その他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるもの
 - ① 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - ② 貯水塔
 - ③ トンネル、高架構造物及び分離帯
 - ④ よう壁及び石垣の類（道路の防護施設に限る。）
 - ⑤ 郵便ポスト及び路上変電塔
 - ⑥ カーブミラー
 - ⑦ パーキング・チケット発給設備

● 次に掲げる広告物等の表示・設置は適用除外

- 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
 - 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの
 - 国又は地方公共団体が祭典その他の公共の事業により一時的に表示し、又は設置するもので、公益上必要であり、かつ、良好な景観の育成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして、当該表示又は設置について市長の許可を得たもの
 - 公益上必要であり、かつ、良好な景観の育成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止に支障を及ぼすおそれがないもので、次に掲げるもの
- (1) 道路工事その他の工事により、公共の安全を確保し、又は公衆の利便の増進を図る目的で一時的に設置されるもの

- ・工事用の案内標識その他これらに類するもの
- (2) その他公共の福祉の増進又は啓発を目的に設置されるもの
 - ・国又は地方公共団体が設置するもの
 - ・まちづくり委員会（地方自治法第 202 条の 4 第 1 項の規定による地域自治区において中核的にまちづくりに取り組むため組織された委員会等をいう。）が一時的に設置するもので、あらかじめ当該まちづくり委員会が市長と協議し、かつ、市長が適当と認めたもの

○ 屋外広告物表示禁止物件に関する申請

- ・国又は地方公共団体が祭典その他の公共の事業により一時的に表示し、又は設置するものについて、適用除外の許可を得ようとするとき

禁止屋外広告物（飯田市屋外広告物条例 第5条）

次に掲げる基準に適合しない広告物等を表示し、又は設置してはならない。

● 屋外広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及びその維持の基準

- (1) 保安上使用する場合を除き、地色に彩度15未満の色を使用していること。
- (2) 保安上使用する場合を除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用していないこと。
- (3) 汚染し、たい色し、はく離し、又は破損していないこと。
- (4) 屋外広告物を表示しない面を望見し得る場合にあっては、その面が塗装されていること。
- (5) その他の基準

- ① 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるものでないこと。
- ② 道路交通の安全を阻害するおそれのないものであること。
- ③ 腐朽、腐食その他の劣化により周囲の景観の育成に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- ④ 倒壊、落下その他の損傷により公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであること。

● 屋外広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法及び維持の基準

- (1) 汚染し、たい色し、はく離し、又は破損していないこと。
- (2) その他の基準
 - ① 腐朽、腐食その他の劣化により周囲の景観の育成に著しい支障を及ぼすものでないこと。
 - ② 倒壊、落下その他の損傷により公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであること。

屋外広告物の安全点検の実施義務（飯田市屋外広告物条例 第5条の2）

広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者は、広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を定期的に点検し、良好な状態に保持しなければなりません。

● 点検の実施時期

- ・点検は、広告物等を表示し、設置し、又は改造した時及びその後3年以内ごとに行うものとする。ただし、条例の規定による許可又は許可の更新の申請を行う広告物等にあつては、許可又は許可の更新の申請前60日以内に行わなければならない。

● 点検者の資格要件

- ・以下の資格を有する者が点検を行う必要があります。ただし、高さ4メートル以下の広告物等については、資格要件を問いません。

- (1) 屋外広告士（屋外広告物法第10条第2項第3号のイ）
- (2) 屋外広告業の事業団体が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習の修了者
- (3) 建築士（建築士法第2条第1項）
- (4) その他市長が認めた者

屋外広告物禁止地域（飯田市屋外広告物条例 第6条～第9条）

次に掲げる地域又は場所（屋外広告物特別規制地域を除く。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- 第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
- 道路（道路交通法第2条に規定する道路）、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域（下欄参照）

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	左記の道路の両側各 500 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の区間	両側各 500 メートル以内
飯田市道山本 98 号線	飯田市道 2-31 観音沢線との交差点から飯田市道山本 184 号線との交差点まで	飯田市道山本 184 号線との交差点に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田市道 1-40 大明神横線	飯田市道山本 184 号線との交差点から飯田市道 1-36 請地線との交差点まで	飯田市道 1-36 請地線との交差点に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田市道伊賀良 514 号線	飯田市道 1-36 請地線との交差点から飯田市道 278 号線との交差点まで	飯田市道 278 号線との交差点に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田市道 370 号線	飯田市道 1-27 大休妙琴線との交差点から飯田市道 278 号線との交差点まで	飯田市道 278 号線との交差点に向かって左側 100 メートル以内及び右側 500 メートル以内
一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道	左記の道路の両側各 500 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から飯田市と下伊那郡喬木村との境界までの区間	両側各 500 メートル以内

● 次に掲げる広告物等の表示・設置は適用除外

- 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの
- 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
- 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの
・表示面積の合計が 10 m²以下のもので、当該地域について適用される飯田市景観計画に定められた屋外

広告物の表示、設置、改造に関する行為についての制限（景観育成基準）に適合するもの

- 祭典その他慣例上使用するもの
 - ・ 祭典その他年中行事等のためにするもの
- 一時的又は仮設的なもの
 - ・ 表示期間及び責任者の住所及び氏名を 25cm²の大きさの範囲内に明示したもので、表示期間 30 日を超えないもの
- 営利を目的としないもの
 - (1) 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
 - (2) 会合その他催物に関するもの
 - (3) はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類
 - (4) 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
- 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、設置し、又は改造するもので、当該表示、設置又は改造について市長の許可を受けたもの

○ 屋外広告物禁止地域に関する申請

- ・ 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、設置し、又は改造するものについて、適用除外の許可を得ようとするとき

○ 次の基準に適合するときは、許可する。

項 目		基 準
表 示 の 方 法	表示面積	1面 0.5 m ² 以下かつ合計 1 m ² 以下（道路、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域にあっては、1面 2 m ² 以下かつ合計 4 m ² 以下）。ただし、2以上の地点又は施設への案内のための広告物等にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下
	地上からの高さ	5 m以下
	色彩	地色の彩度 8 以下
	その他	次に掲げるものを使用しないこと。 (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するもの (3) 当該地域に適用される景観育成基準に適合しないもの
個数		1 地点又は 1 施設について市の区域内に 2 個以内

○ 屋外広告物禁止地域における許可については、次の手続が必要。

- ・ 許可を受けた者は、許可の有効期間満了の 10 日前までに許可の更新の申請。
- ・ 許可を受けた者は、許可を受けた広告物等を廃止したとき、または許可を受けた者の氏名、名称、住所に変更があったときは、変更があった日から 10 日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者は、管理者を選任したときは、選任の日から 10 日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者は、管理者の解任、管理者の氏名、名称、住所に変更があったときは、10 日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者から譲渡、相続等により地位を承継した者は、承継の日から 10 日以内に届出。

屋外広告物許可地域（飯田市屋外広告物条例 第 10 条）

次に掲げる地域又は場所（屋外広告物禁止地域又は屋外広告物特別規制地域を除く。）において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

(1) 屋外広告物禁止地域の周辺又はこれらから展望できる範囲の地域（下欄参照）

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	左記の道路の両側各 1,000 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の区間	両側各 1,000 メートル以内
一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道	左記の道路の両側各 1,000 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から飯田市と下伊那郡喬木村との境界までの区間	両側各 1,000 メートル以内

(2) 良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要がある地域又は場所（下欄参照）

種類及び名称	区間	範囲
飯田駅前広場	中央通り線（昭和 54 年長野県告示第 743 号に告示された飯田都市計画道路 3・4・7 中央通り線）の起点付近	約 8,590 平方メートルの広場及びこれに接続する 20 メートル以内

● 次に掲げる広告物等の表示・設置は適用除外

- 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
 - 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの
 - 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
 - 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの
 - ・表示面積の合計が 15 m²以下のもので、当該地域について適用される飯田市景観計画に定められた屋外広告物の表示、設置、改造に関する行為についての制限（景観育成基準）に適合するもの
 - 祭典その他慣例上使用するもの
 - ・祭典その他年中行事等のためにするもの
 - 一時的又は仮設的なもの
 - ・表示期間及び責任者の住所及び氏名を 25cm²の大きさの範囲内に明示したもので、表示期間 30 日を超えないもの
 - 営利を目的としないもの
- (1) 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためにするもの

- (2) 会合その他催物に関するもの
- (3) はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類
- (4) 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

○ 屋外広告物許可地域に関する申請

・屋外広告物許可地域において、広告物等の表示、設置、改造をしようとするとき

○ 次の基準及び当該地域に適用される景観育成基準に適合するときは許可する。

区分		基準		都市計画区域以外の区域又は自然公園法若しくは長野県立自然公園条例に規定する自然公園の区域
		許可地域全域		
建築物を利用した広告物等	屋上広告物	本体の高さ	13メートル以下	許可地域全域の基準のほか、次に掲げるもの 1 地色の彩度8以下 2 次に掲げるものは使用しないこと。 (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するもの
		建築物の高さに対する本体の高さの割合	建築物の高さの10分の6以下	
		その他	建築物から横にはみ出さないこと。	
	壁面広告物	表示面積	合計が広告物を表示する壁面の面積の10分の4以下	
	袖看板	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上	
		壁面からの出幅	1.5メートル以下	
		道路上の出幅	1.0メートル以下	
		その他	壁面上端を越えないこと。	
	地上に設置する広告物等	高さ	13メートル以下	
		表示面積	合計50平方メートル以下	
その他の広告物等	—			

○ 屋外広告物許可地域における許可については、次の手続が必要。

- ・許可を受けた者は、許可の有効期間満了の10日前までに許可の更新の申請。
- ・許可を受けた者は、許可を受けた広告物等を廃止したとき、または許可を受けた者の氏名、名称、住所に変更があったときは、変更があった日から10日以内に届出。
- ・許可を受けた者は、管理者を選任したときは、選任の日から10日以内に届出。
- ・許可を受けた者は、管理者の解任、管理者の氏名、名称、住所に変更があったときは、10日以内に届出。
- ・許可を受けた者から譲渡、相続等により地位を承継した者は、承継の日から10日以内に届出。

屋外広告物特別規制地域（飯田市屋外広告物条例 第11～12条）

次に掲げる地域又は場所において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

地域の特性及び個性を生かした景観の育成又は風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所

名称	地域又は場所
川路地区屋外広告物特別規制地域	川路地区全域
都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域	都市計画道路羽場大瀬木線（以下「羽場大瀬木線」という。）の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大瀬木線から展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町4丁目2182番5及び同所2230番43から飯田市育良町1丁目及び同所2丁目の区域に接するまでの区間両側30メートル以内の区域

● 屋外広告物特別規制地域の許可基準、適用除外等については、Ⅱ-2-8-川路-1～4、Ⅱ-2-8-羽場大瀬木-1～4を参照のこと。

○ 屋外広告物特別規制地域における許可については、次の手続が必要。

- ・許可を受けた者は、許可の有効期間満了の10日前までに許可の更新の申請。
- ・許可を受けた者は、許可を受けた広告物等を廃止したとき、または許可を受けた者の氏名、名称、住所に変更があったときは、変更があった日から10日以内に届出。
- ・許可を受けた者は、管理者を選任したときは、選任の日から10日以内に届出。
- ・許可を受けた者は、管理者の解任、管理者の氏名、名称、住所に変更があったときは、10日以内に届出。
- ・許可を受けた者から譲渡、相続等により地位を承継した者は、承継の日から10日以内に届出。

